

## 第 8 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年8月25日 午後3時00分から4時00分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

### 委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	1 1	前 田 和 宏	出席
2	安 田 敏	出席	1 2	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	1 3	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	1 4	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	出席	1 5	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	1 6	白 川 勝	出席
7	林 雅 浩	出席	1 7	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	1 8	田 守 文 夫	出席
9	鈴 木 賢	出席	1 9	茂古沼 美 則	出席
1 0	辻 和 義	欠席			

### 事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農 地 振 興 係 主 任 専 門 員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 

3 番	田 守 康 浩 委員
4 番	吉 田 容 章 委員

- 5 付議した議案等

報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について

議案第2号 音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 土地の現況証明願について

議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて

## 6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和5年第8回音更町農業委員会総会を開催いたします。  
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達していますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、3番 田守康浩委員、4番 吉田委員を指名します。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第9項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項及び第2項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま  
す。以上です。

議長 議案第1号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
飯尾委員から、調査報告をお願いいたします。

14番 8月19日に譲渡人、譲受人にお話を聞いてまいりました。譲渡人は息子さんに経営移譲を行っておりますが、土地は譲渡人の名義となっております。昨年9月に営農をやめるということを決定いたしまして、今年1月に建物込みで牛のほうを全て譲受人が買うということになったと伺いました。今回の案件ですけれども、譲渡人の農業者年金の受給に自留地の関係で影響があるということですが、都合により、改めてということもできなかつたため、農地が返還されてから1年経過後に加算部分の支

給が止まるということで、猶予期間といいますか、その間に支給停止とならない面積に分筆をしてというようになると思われます。金額につきましては、地域の平均的な価格となっております。以上です。

議 長 飯尾委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号「音更農業振興地域整備計画の変更に関する諮問について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

本件につきましては、後継者住宅を建設するために、176平方メートルを農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、2ページ及び3ページです。

なお、この後、議案第3号において本件に関する農地法第4条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

本件につきましては、後継者住宅を建設するために703平方メートルを農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、4ページ及び5ページです。

なお、この後、議案第4号において本件に関する農地法第5条の規定によります転用許可申請についてご審議をいただきます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第2項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

本件につきましては、住宅を建設するために、669.78平方メートルを農用地区域内から除外及びマスタープランの変更をするための諮問です。

「調査書」につきましては、6ページ及び7ページです。

なお、この土地は農業用施設用地のため、農地法の規定によります転用許可は不要であります。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第3項の件について、変更は適当である旨を答申することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、変更は適当である旨を答申することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

本件につきましては、育成舎を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の8ページから13ページのとおりで、位置図及び配置図は12ページ及び13ページのとおりで、1,782平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の8ページにあるとおり、農用地区域内農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業用施設であり、現在の育成舎が手狭になったため、効率的に作業ができる環境を確保するために、農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法第4条第6項の例外許可事由にあたると思われま

一般基準につきましては、「調査書」の9ページ及び10ページにありますとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の借入申込みの確認証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われます。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
田辺委員から調査報告をお願いいたします。

8 番 調査結果について、この地区を担当されておりました前任者に引継ぎを受けましたので、ご報告させていただきます。先月、7月18日に土地所有者、前任者、事務局が確認いたしました。土地所有者にお話を伺ったところ、育成舎が手狭になったため、新規に育成舎の建設する必要があることから、現在、既にバンカーサイロ等がある農業用施設地に隣接する土地で建設するものとお聞きいたしました。転用する土地は、育成舎と通路、作業場で必要な最小限の面積ですので、許可相当と思われます。以上です。

議 長 田辺委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

本件につきましては、住宅を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の14ページから19ページのとおりで、位置図及び配置図は18ページ及び19ページのとおりで、176平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の14ページにあるとおり、市街化調整区域内にある甲種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業者住宅であり、効率的に作業ができる環境を確保するために、現在の住宅敷地内に隣接する農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われます。

一般基準につきましては、「調査書」の15ページ及び16ページにありますとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の残高証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われます。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。

吉田委員から調査報告をお願いいたします。

- 4 番 調査結果について、この地区を担当しておられました前任者の引継ぎを受けましたので、ご報告させていただきます。6月27日に現地で土地所有者と前任者と事務局と確認してまいりました。土地所有者にお伺いしたところ、お孫さんが新規就農するにあたり、今後、継続して営農できる環境を確保するため、後継者住宅を土地所有者の住宅と同一敷地内に建設するものとお聞きしました。転用する土地は、住宅建設に必要な最小限の面積と宅地への通路ですので、許可相当であると思われまます。以上です。

議 長 吉田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、住宅を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の20ページから25ページのとおりで、位置図及び配置図は24ページ及び25ページのとおりで、703平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の20ページにあるとおり、第1種農地であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業者住宅であり、効率的に作業ができる環境を確保するために、現在の住宅敷地内に隣接する農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法施行規則第38条及び第39条の例外許可事由にあたると思われまます。

一般基準につきましては、「調査書」の21ページ及び22ページにありますとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の借入申込みの確認証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと思われまます。以上です。

議 長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。安田委員から調査報告をお願いいたします。

- 2 番 7月18日に事務局とともに現地のほうを確認しております。土地の所有者の娘婿にあたる転用者が住宅を建設するというお話でございます。これまで倉庫内で鉄工所の仕事をしながら営農してきた形になりますけれども、そういった業態を引継いでいきたいという熱意で後継者住宅を建てるというお話でございました。カーポート、また、合

併浄化槽等ありますし、通路分を含めて最小限の面積であると思われます。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の26ページ及び27ページのとおりであります。利用状況は農業施設及び土場となっております。以上です。

議 長 議案第5号第1項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、調査報告をいたします。

8月1日に事務局と一緒に現地を確認してまいりました。願出地は、稲作中心の水田地帯の土地の中で、ビート等を置くために、致し方なく砂利をダンプ30台分ほど投入して作られた土場でございます。それと、3件共同で使っていた水田用の機械を入れる車庫でございます。農地としてはもう使用できないという場所であり、畑地に戻すことができないと確認してきております。

ただ今、現地調査報告をいたしました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の28ページ及び29ページのとおりであります。利用状況は農業施設となっております。以上です。

議 長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
安田委員から調査報告をお願いいたします。

2 番 先ほど議案4号にもありました案件と同じ日に現地を確認してございます。後継者住宅を建てるのに併せまして、現状の宅地内の倉庫等を現況のとおり地目変更したいということでもあります。「調査書」の29ページのとおり、住宅の南側と東側の部分を宅地としたいということです。宅地の北側の三角の部分については、現況に合わせて宅地から畑にしたいということでもあります。以上です。

議 長 安田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第5号第3項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第3項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の30ページ及び31ページのとおりであります。利用状況は農業施設となっております。以上です。

議 長 議案第5号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。  
吉田委員から調査報告をお願いいたします。

4 番 調査結果についてこの地区を担当しておられました前任者の引継ぎを受けましたのでご報告させていただきます。6月27日に現地で土地所有者と前任者と事務局と現地を確認したところ、願出地には倉庫が建っており、その倉庫もかなり古いもので、以前から畑として使用していないことを確認しましたので、願出のとおり証明することで問題はないかと思われまます。以上です。

議 長 吉田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第3項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)



議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第3項について、願出のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の第1項の件を議題といたします。

第1項については、林委員に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、林委員退席のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第6号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第6号第1項につきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

議案第6号第1項につきましては、別添「調査書」32ページのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第6号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項について、決定いたします。林委員入室のため、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第6号第2項から第9項までの件について、議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係 長 議案第6号第2項から第9項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上、議案第6号第2項から第9項までにつきましては、別添「調査書」32ページから34ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第2項から第9項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第2項から第9項までについて、決定いたします。  
次に、議案第7号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第7号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いいたします。

16番 第1項、駒場西地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東昭栄地区のBさん(56歳)を選定いたしました。

第2項、桜田地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、春日地区のDさん(52歳)を選定いたしました。

第3項、札幌市のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東平和地区のFさん(65歳)を選定いたしました。

第4項、帯広市のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東平和地区のHさん(71歳)を選定いたしました。

第5項、東京都新宿区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、長流枝地区のJさん(41歳)を選定いたしました。  
以上です。

議長 ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項から第5項までについて、報告のとおり決定いたします。

続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 (あっせん委員の発表)

議長 ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくをお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後

に事務局からご案内をいたします。

以上で議案は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第8回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後4時00分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年8月25日

議長 高野 春 夫